



農地（採草放牧地）賃貸借契約

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通を作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を幕別町農業委員会に提出する。

令和 年 月 日

賃貸人（甲） 住所

氏名

賃借人（乙） 住所

氏名

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間

(1) 賃貸借の期間は農地法3条の許可日から 年間とする。

(2) 甲または乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6箇月以内までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従来期間と同一の期間で更新する。

3 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

4 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までにその支払を猶予する。

5 転貸または譲渡

乙は、本人またはその世帯員が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、または賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

6 修繕及び改良

(1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

(2) 目的物の修繕は甲が行う。ただし、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については乙が行う。また、乙が甲に対して修繕が必要である旨を通知し、若しくは甲がその旨を知ったにもかかわらず、甲が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、または緊急を要するときは、乙が行うことができる。

(3) 目的物の改良は乙が行うことができる。

(4) 修繕費または改良費の負担または償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

7 経常費用

(1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。

別表2 修繕費または改良費の負担に係る特約事項

修繕または改良の工事名	賃貸人及び借入人の費用に関する支払区分の内容	借入人の支払額についての賃貸人の償還すべき額及び方法	備考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考